平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築

提案団体

愛媛県

【共同提案】

広島県、松山市、八幡浜市、愛南町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。

- ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。
- ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。

具体的な支障事例

- ・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。
- ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となった。
- ・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや熱意を国に十分に伝えることができなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・地方の声をしっかりと聴き、制度の改善や事務負担の軽減を図るとともに、国における採択作業等を前倒しすることで、年度当初からの事業着手が可能となり、ロスタイムなく地方創生に取り組むことができる。

根拠法令等

地方創生推進交付金に関する Q&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、埼玉県、八王子市、神奈川県、新潟県、新潟市、三条市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、山口県、高松市、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、延岡市、鹿児島県、鹿児島市

○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分

割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。

〇本県においても、平成 29 年度継続事業に係る変更申請について、5 月末の交付決定まで増額分等の事業 着手が認められず、4 月当初から着手する必要のある事業については、一般財源で対応せざるを得なくなり、執 行手続きも大変複雑になっているため、同様の措置を講じられたい。

○【支障事例】

- ・新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が 5 月 31 日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった
- ・特に、プロフェッショナル人材事業については、年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約9割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった
- 〇平成 28 年度については、交付決定が 8 月下旬であったため、その間事業を実施することが出来なかった。 平成 29 年度については、事業内容及び事業費の軽微な変更についても認定手続きが必要となり、交付決定が 5 月下旬となったことから、委託を分割するなど事業実施にあたって負担が生じた。また、手続き面では事業内 容の変更の有無それぞれに対応する必要があったほか、スケジュール及び様式等についても示されるのが遅く、短期間での準備を余儀なくされるなど、事務作業の面において負担となった。
- O29 年度地方創生推進交付金の新規事業について、事業着手が 5 月末以降であったことから、年度当初から 実施せざる得ない事業については、交付金を想定して当初予算に計上した事業であっても、取り組みそのもの を、交付金対象事業から外すこととなった。
- 〇・平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。
- ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

- ・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。
- ・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案趣旨に沿った対応を検討していただいており、確実に実行していただけるようお願いしたい。 また、30年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4月1日付の 交付決定をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【福岡県】

平成 29 年度第 2 回推進交付金の内示が出る 10 月中旬頃に、次回申請用として平成 30 年度分の実施計画様式等を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

・平成30年度地方創生推進交付金については、実施計画の変更の有無にかかわらず、年度当初からの事業 着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(22)地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

- (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
- (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。
- (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。